

令和7年度
徳島県小学校教育課程研究集会

小学校特別支援教育部会

徳島県立総合教育センター
特別支援・相談課

本日の日程

9:30~10:30 開会、イントロダクション

【部会Ⅰ】特別支援教育教育課程等研究協議会より

(休憩 10分)

10:40~11:50

【部会Ⅱ】個々の課題(個別の指導計画)に応じた
自立活動の実践について〔協議・発表〕

11:50~12:00

リフレクション、閉会



部会 I

特別支援教育教育課程等研究協議会より

特別支援教育の現状について

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



文部科学省

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等によるきめ細かな指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,500人) 聴覚障害 (約7,200人) 知的障害 (約145,000人) 肢体不自由 (約29,800人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約155,100人 (※令和6年度) (平成26年度の約1.1倍)	知的障害 (約172,500人) 肢体不自由 (約4,200人) 病弱・身体虚弱 (約4,000人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,100人) 自閉症・情緒障害 (約210,700人) 合計：約394,800人 (※令和6年度) (平成26年度の約2.1倍)	言語障害 (約48,600人) 自閉症 (約42,100人) 情緒障害 (約24,900人) 弱視 (約260人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約37,000人) 注意欠陥多動性障害 (約43,100人) 肢体不自由 (約170人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約198,300人 (※令和4年度) (平成25年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,100人 小学部：約53,100人 中学部：約34,300人 高等部：約66,700人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和6年度)	小学校：約281,200人 中学校：約113,600人 義務教育段階の全児童生徒の4.3% (※令和6年度)	小学校：約164,700人 中学校：約 31,600人 高等学校：約 2,100人 (※令和4年度) 義務教育段階の全児童生徒の2.1%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8%（小・中）、推定値 2.2%（高）

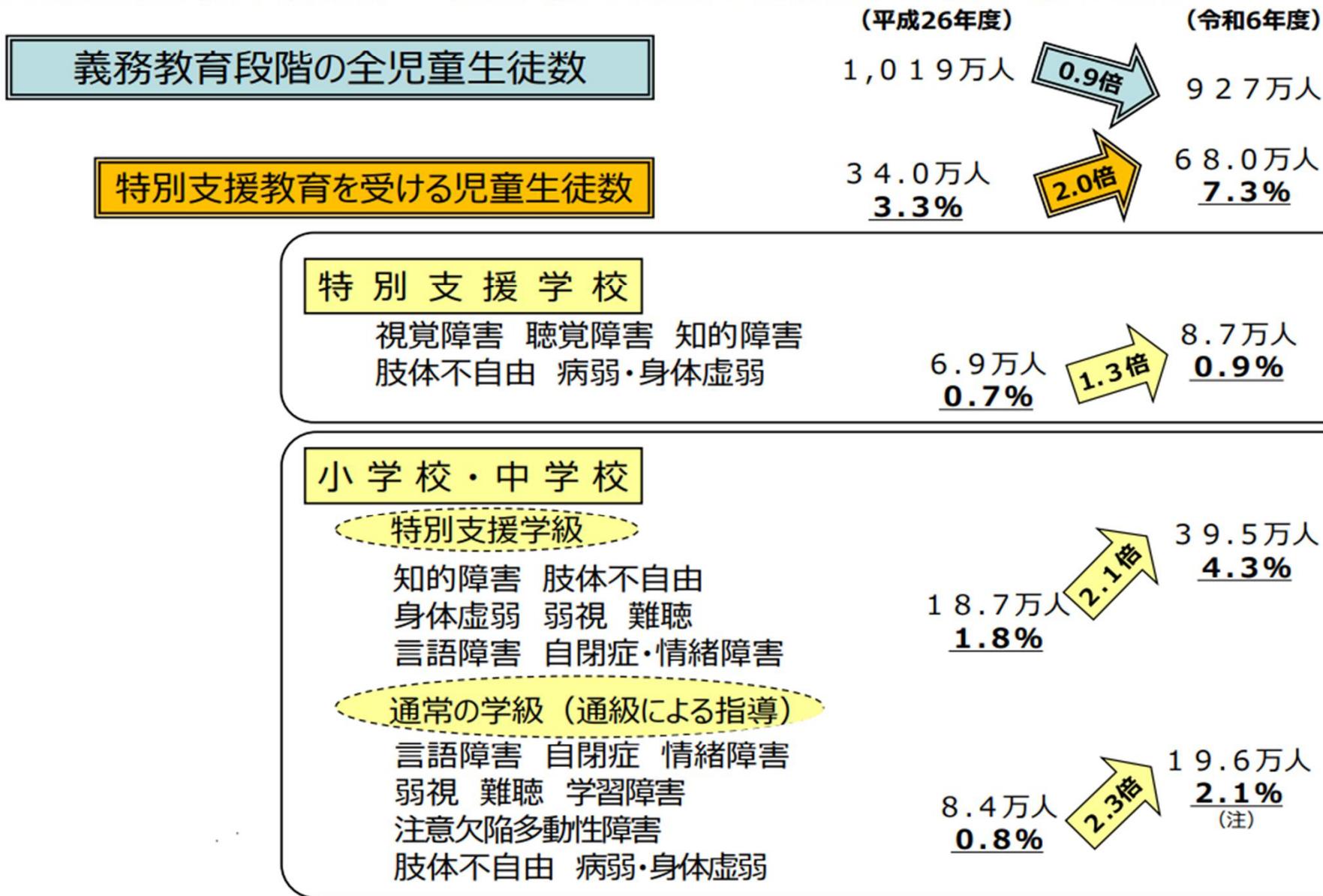
（令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づいたものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。）

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げと合計が一致しないことがある。

「令和7年度特別支援教育教育課程研究協議会」

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H26→R6)

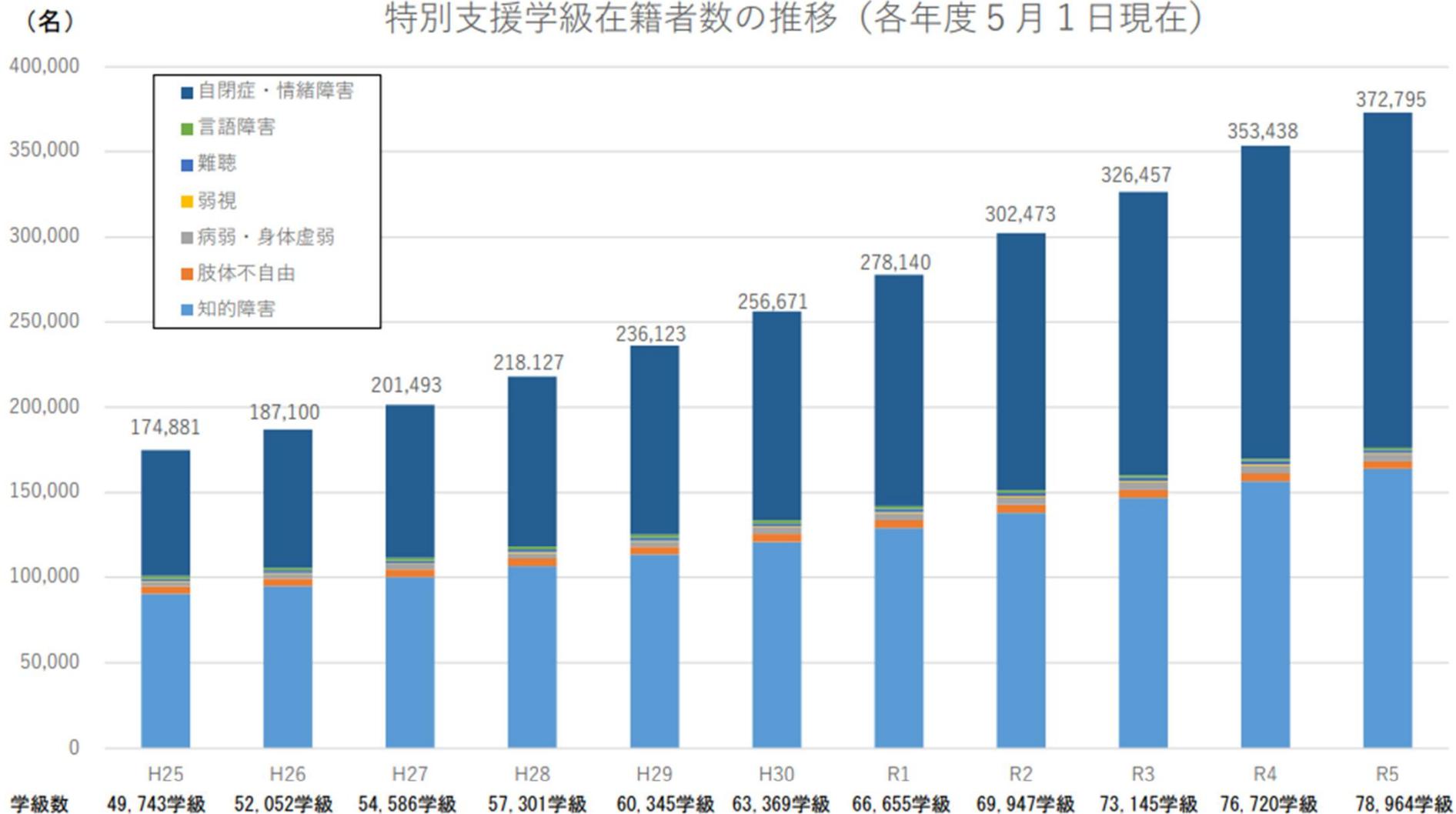
- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。



※矢印内の数値は、令和6年度(通級による指導については令和4年度)の児童生徒数を平成26年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したものの。
 (注)通級による指導を受ける児童生徒数(19.6万人)は、最新の調査結果である令和4年度通年(国公立)の値を用いている。
 なお、平成26年度の通級による指導を受けている児童生徒数(8.4万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

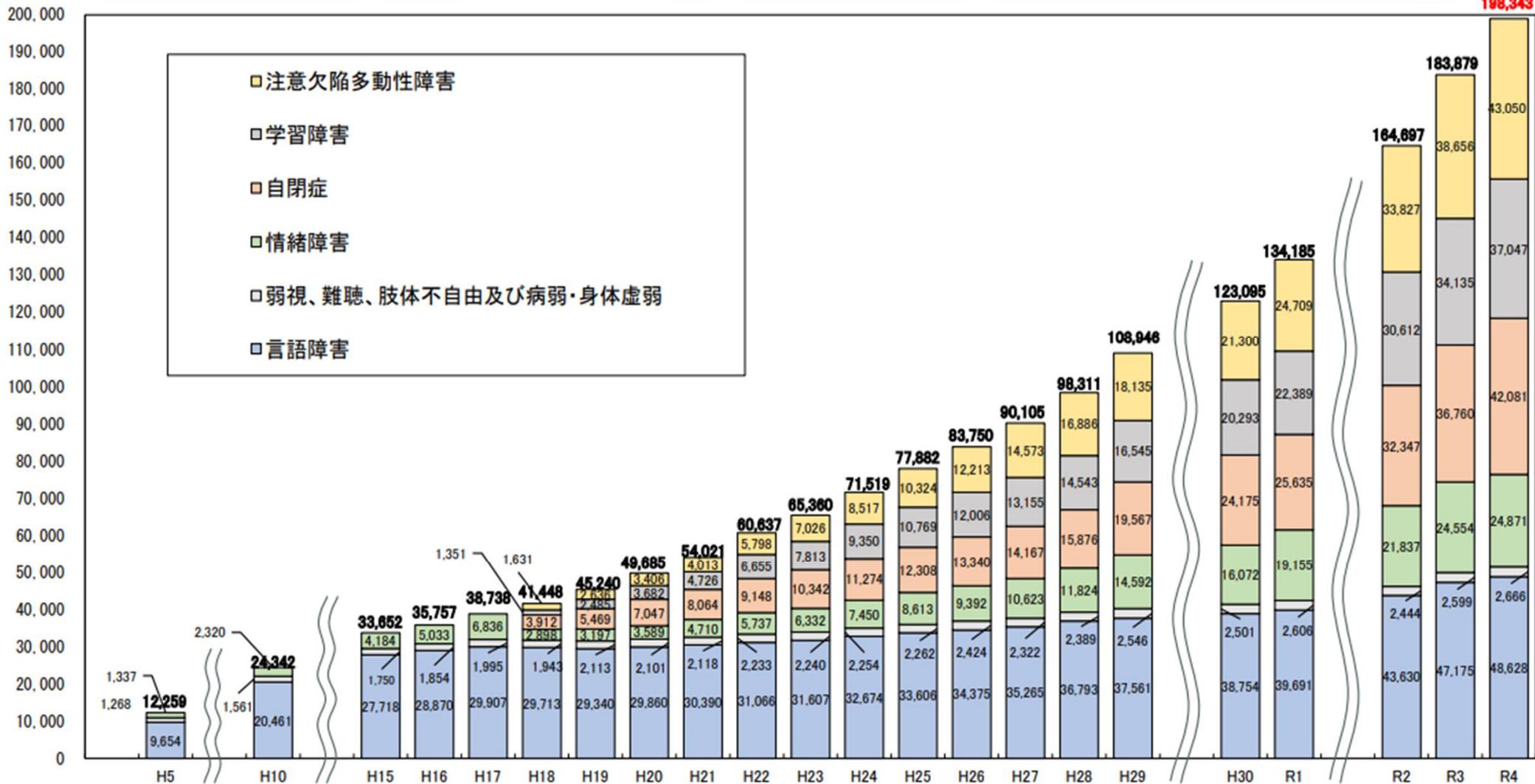
(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



文部科学省

198,343



（出典）通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

※令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

特別支援学級在籍の児童数(徳島県・小学校)

徳島県教育委員会 特別支援教育課HP
「徳島の特別支援教育」より(毎年度5月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知的障がい	1,158	1,225	1,233
肢体不自由	23	22	21
病弱・身体虚弱	49	45	45
弱視	2	3	3
難聴	14	16	17
言語障がい	1	2	3
自閉症・情緒障がい	1,068	1,095	1,189
計	2,315	2,408	2,511

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通級による指導	540	556	653

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果



(1)調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

(2)調査時点：令和4年5月1日時点

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4)主な結果概要

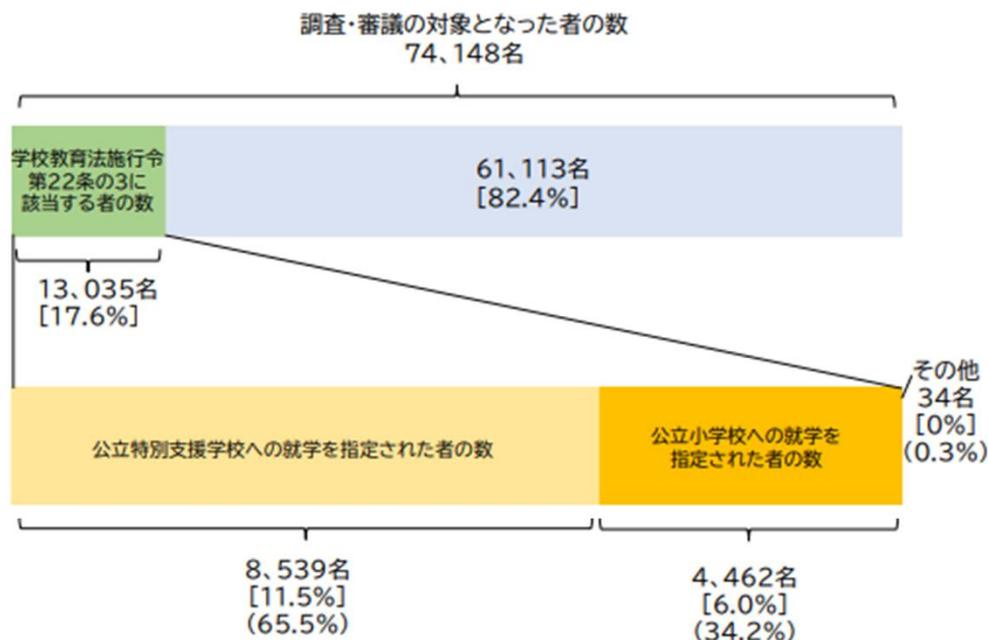
- ① 22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、**前回調査(約26%)より増加。**

② 公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について

➤ **学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。**

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

➤ 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



■知的障害 ■肢体不自由 ■病弱 ■聴覚障害 ■視覚障害 ※ 小数第2位の四捨五入により合計が100%になっていない

※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者に対する割合。

※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

※ 「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ 特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ 多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



中堅 (10年目～)

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮

- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】 ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】 ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】 ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】 ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・(独)国立特別支援教育総合研究所(NISE) 学びラボの利用者数 等

④ 研修(校外)による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化(NISE)
- 研修の手引作成(NISE)

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE(学びラボ、免許法認定通信教育)等のオンラインコンテンツの整理・充実



教員の特別支援教育に関する専門性の向上（国公立・各学校種）

- 小学校、中学校、高等学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級の学級担任、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験をいずれも有しない教員は、小学校で85.5%、中学校で63.6%、高等学校で90.7%(令和5年度)。
※本項目は文部科学省において今回新規に調査したもの。

【表】採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 ※複数回答

	小学校 (n=128,856)	中学校 (n=78,553)	高等学校 (n=63,726)	合計 (n=271,135)
いずれも経験なし	85.5% 110,208	63.6% 49,940	90.7% 57,783	80.4% 217,931
特別支援教育に関する 以下いずれかの経験あり(※)	14.5%	36.4%	9.3%	19.6%
特別支援学校の教職経験	1.4% 1,741	2.0% 1,589	2.1% 1,362	1.7% 4,692
特別支援学級の学級担任の教職経験	9.4% 12,108	7.8% 6,090	0.8% 513	6.9% 18,711
特別支援学級の教科担任の教職経験	1.5% 1,945	29.2% 22,928	1.2% 760	9.5% 25,633
通級による指導の経験	1.5% 1,880	1.6% 1,286	0.6% 400	1.3% 3,566
特別支援教育コーディネーターの教職経験	2.9% 3,784	2.5% 1,962	1.6% 1,039	2.5% 6,785

上段はn値に対する割合、下段は人数を表す。

※「特別支援教育に関する以下いずれかの経験あり」の割合には、経験不詳の者も含む。

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員	再任用教員		臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
		フルタイム	短時間				
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

■小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	その他	合計
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の()内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典) 「教師不足」に関する実態調査（文部科学省、令和4年1月）

特別支援学級における特別の教育課程

学校教育法第81条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育**を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

学校教育法施行規則第138条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。

障害のある児童などへの指導

特別支援学級における特別の教育課程

小学校学習指導要領第1章総則第4の2の(1)

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(1) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

自立活動の目標

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第1

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動の内容

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2

「健康の保持」5項目

「心理的な安定」3項目

「人間関係の形成」4項目

「環境の把握」5項目

「身体の動き」5項目

「コミュニケーション」5項目

自立活動の指導の特色

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の1）

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、**個別の指導計画を作成**するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。



- ・自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本
- ・最初から集団で指導することを前提として作成するものではない

個別の指導計画の作成の手順の一例

小学校学習指導要領解説（総則編）第4節の2の(1)の②

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 ～自立活動～

【自立活動編 解説】

○実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

学習指導要領等に示す自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。したがって、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

自立活動の内容は大綱的に示してあることから、項目に示されている文言だけでは、具体的な指導内容をイメージしにくい場合がある。



全障害種にわたって流れの例を掲載（2事例→13事例）

- ・ 肢体不自由（脳性まひ）と重度の知的障害
- ・ 聴覚障害
- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚障害
- ・ 知的障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 病弱
- ・ 言語障害
- ・ 自閉症
- ・ 学習障害
- ・ 注意欠陥多動性障害
- ・ 高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む）
- ・ 盲ろう

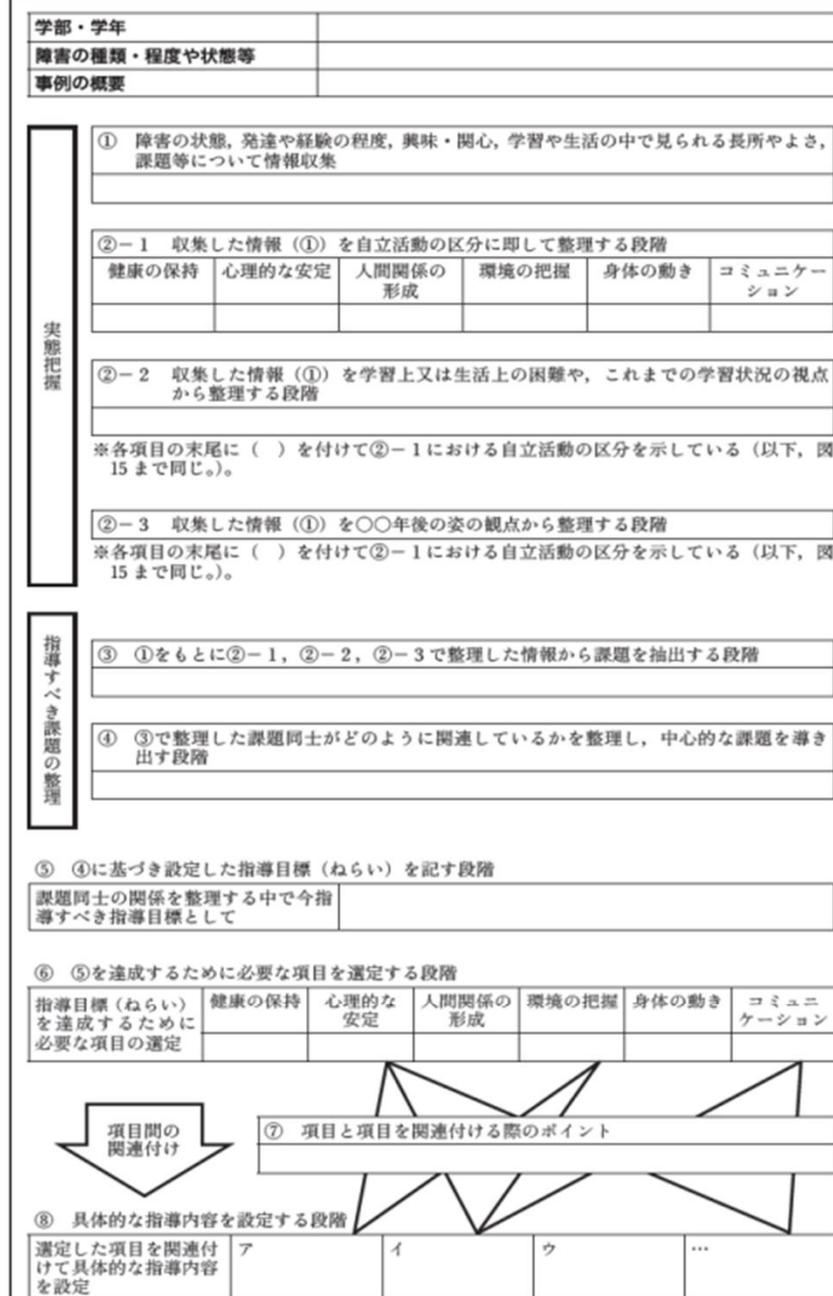


図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)

「第7章 自立活動」の解説（流れ図）の充実 実態把握のために必要な情報を収集する段階

【実態把握】

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

（ポイント） 実態把握の段階

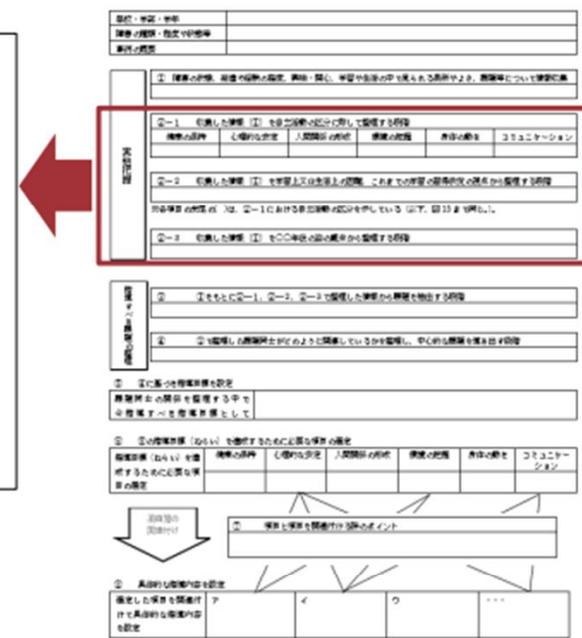
- ①は、実態把握のために必要な情報を収集する段階を示している。
- 必要な情報を収集するに当たっては、解説自立活動編の「(1)幼児児童生徒の実態把握」に示す、実態把握の観点、実態把握の具体的な内容、**実態把握の方法**を踏まえることが大切である。
- また、幼児児童生徒の**できないことばかりに注目するのではなく、できることにも着目する**ことが望ましい。
- 実態把握や情報収集が**多岐にわたって十分に行われていないと、個別の指導計画が作成できないというわけではない**。その時点で把握できた実態や収集できた情報に基づいて個別の指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、**実態把握を更に深化させ、個別の指導計画を修正していく柔軟な対応**。



図2 実態把握から具体的な指導内容を決定するまでの流れの例（流れ図）

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ

- ② -1 収集した情報 (①) を自立活動の区分に即して整理する段階
- ② -2 収集した情報 (①) を学习上又は生活上の困難、これまでの学習の習得状況の視点から整理する段階
- ② -3 収集した情報 (①) を〇〇年後の姿の観点から整理する段階



(ポイント) ①で収集した情報を整理する段階

- ②は、収集した情報をどのような観点で整理するかを例示している。
- ②-1の「自立活動の区分に即して整理」とは、障害名のみによって特定の内容に偏ることがないように、対象幼児児童生徒の全体像を捉えて整理することを意図している。
- ②-2の「学习上又は生活上の困難の視点で整理」とは、これまでの学習の状況を踏まえ、学习上又は生活上の難しさだけでなく、既にできていること、支援があればできることなども記載することを意図している。
- ②-3は、幼児児童生徒の生活年齢や学校で学ぶことのできる残りの年数を視野に入れた整理である。例えば、幼児児童生徒の「〇〇年後の姿」をイメージしたり、卒業までにどのような力を、どこまで育むとよいのかを想定したりして整理することである。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ

【指導すべき課題の整理】

③ ①をもとに②—1、②—2、②—3で整理した情報から課題を抽出する段階

④ ③で整理した課題同士の関連を整理し、中心的な課題を導き出す段階

【課題同士の関係を整理事る中で今指導すべき指導目標を設定】

⑤ ④に基づき指導目標を設定

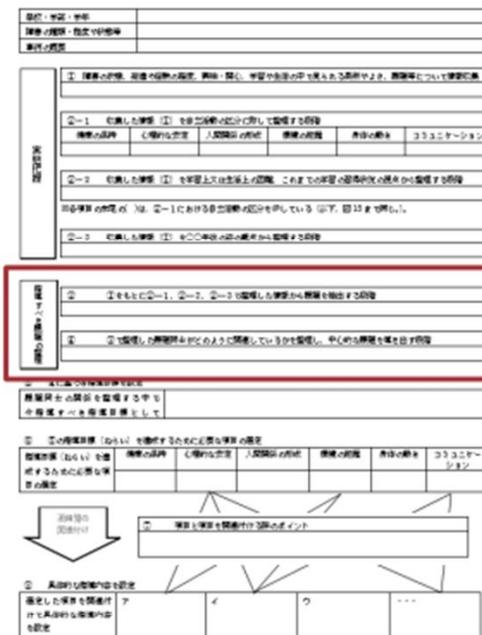


図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ(例)

(ポイント) 指導すべき課題を整理する段階

- ③は、②で整理した情報の中から、**指導開始時点で課題となることを抽出する**ものである。
- ④は、③で**抽出した課題同士がどのように関連しているのかを整理し、中心的な課題を導き出す**段階である。
- 課題同士の関連とは、例えば、「原因と結果」や「相互に関連し合っている」などの観点や、発達や指導の順序等が考えられる。
- ⑤は、④に基づき指導目標（ねらい）を設定する段階である。
- 指導目標（ねらい）は、**学年等の長期的な目標とともに、当面の短期的な目標を定める**ことが自立活動の指導の効果を高めるために必要である。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ

【指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定】

⑥ ⑤の指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定

【項目間の関連付け】

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

【選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定】

⑧ 具体的な指導内容を設定

The diagram illustrates the process of setting specific guidance content based on real-world conditions. It consists of several tables and a flowchart. The top table is for selecting items, the middle table is for linking items, and the bottom table is for setting content. A red arrow points from the flowchart to the right.

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ（例）

（ポイント）選定した項目同士を関連付けて具体的な指導内容を設定する段階

- ⑥は、⑤の指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目を選定する段階である。ここでは、**自立活動の内容6区分27項目から必要な項目を選定**することが大切である。
- ⑦では、「⑤の指導目標を達成するためには、こんな力を育てる必要がある。したがって、**区分○の項目○と区分□の項目□とを関連付けて指導する。**」など、④の課題の整理や課題同士の関連のまとまりなどを振り返りながら検討することが大切である。
- ⑧は、⑥で**選定した項目同士を関連付けて具体的な指導内容を設定する段階**である。その際、**根拠をもって項目同士を関連付けることが大切**である。そのため、次に示す通り、⑦に項目同士を関連付けるポイントを示すこととした。
- 最後に、⑧の具体的な指導内容を設定するに当たっては、解説自立活動編の「**(3)具体的な指導内容の設定する際の配慮事項**」を踏まえて検討することが大切である。
- なお、⑥⑧⑦を結ぶ線は、⑥の各項目と関連する⑧の具体的な指導内容とを結んだものである。

自立活動の内容（6区分27項目）

内 容	項 目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

実 態		1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション
□(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する こと ・手洗いやマスク △ ・野菜ぎらい ・時間内の食事△	□(1) 情緒の安定に関する こと ・落ち着かない。 ・集団行動のペースに 合わず、痙攣を起こす。	□(1) 他者とのかかわ りの基礎に関する こと ・協力することが難しい ・しつこく関わり過ぎる ことがある。	□(1) 保有する感覚の 活用に関する こと ・注意を向けたり、指示 を聞いて動くことが難 しい。	□(1) 姿勢と運動・動 作の基本的技能に 関する こと ・(1) コミュニケー ションの基礎的能 力に関する こと	□(1) 感覚や認知の 特性についての理解と 対応に関する こと	□(1) 姿勢保持と運 動・動作の補助的 手段の活用に関する こと	□(1) コミュニケー ションの基礎的能 力に関する こと
□(2) 病気の状態の 理解と生活管理に 関すること	□(2) 状況の理解と 変化への対応に 関すること ・順番が待たず、いら いらすることが多い。	□(2) 他者の意図や 感情の理解に 関すること ・相手の気持ちを考 えて行動することが 難しい。	□(2) 感覚や認知の 特性についての理解と 対応に関する こと	□(2) 感覚や認知の 特性についての理解と 対応に関する こと	□(2) 感覚や認知の 特性についての理解と 対応に関する こと	□(2) 姿勢保持と運 動・動作の補助的 手段の活用に関する こと	□(2) 言語の受容と 表出に関する こと ・相手の話を受け入 れることが難しい。
□(3) 身体各部の状 態の理解と養護に 関すること	□(3) 障がいによる 学習上又は生活 上の困難を改善・ 克服する意欲に 関すること ・改善しようとする 意欲があまり見 られない。	□(3) 自己の理解と 行動の調整に 関すること ・衝動的な行動 ・同じ注意を受け ることが多い。	□(3) 感覚の補助及 び代行手段の活 用に関する こと	□(3) 感覚の補助及 び代行手段の活 用に関する こと	□(3) 日常生活に必 要な基本動作に 関すること ・学習用具をてい ねいに使えない。	□(3) 日常生活に必 要な基本動作に 関すること ・学習用具をてい ねいに使えない。	□(3) 言語の形成 と活用に関する こと ・乱暴な言葉遣い をすることが多い。
□(4) 障がいの特 性の理解と生活環 境の調整に 関すること	□(4) 障がいの特 性の理解と生活環 境の調整に 関すること	□(4) 集団への参 加の基礎に 関すること ・ルールが守れない。 ・場の状況に合った 行動をすることが 難しい。	□(4) 感覚を総合 的に活用した周 囲の状況につ いての把握と 状況に応じた 行動に関する こと ・係の仕事など、 今やるべきこと が分からない。 ・持ち物の管理 や整理整頓が 難しい。	□(4) 感覚を総合 的に活用した周 囲の状況につ いての把握と 状況に応じた 行動に関する こと	□(4) 身体移動能 力に関する こと	□(4) 身体移動能 力に関する こと	□(4) コミュニ ケーション手 段の選択と活 用に関する こと
□(5) 健康状態の 維持・改善に 関すること	□(5) 健康状態の 維持・改善に 関すること	□(5) 認知や行動 の手掛かりと なる概念の形 成に関する こと ・場面や状況に 合わない行動 をすることが 多い。	□(5) 認知や行動 の手掛かりと なる概念の形 成に関する こと	□(5) 認知や行動 の手掛かりと なる概念の形 成に関する こと	□(5) 作業に必要な 動作と円滑な 遂行に関する こと ・飽きやすい。	□(5) 作業に必要な 動作と円滑な 遂行に関する こと	□(5) 状況に応 じたコミュニ ケーションに 関すること ・人の話に割 り込んだり 相手の話を 最後まで聞 かず話し始 めることが 多い。

中心的な課題	自分や相手の気持ちを大切に行動したり、自分の役割を果たしたりすることができる。
--------	---

長期目標	・ルールを守って、友だちと一緒に活動することができる。 ・自分の気持ちや感情を自分で調整することができる。
------	--

短期目標	・友だちと協力して掃除や係の仕事を行うことができる。
------	----------------------------

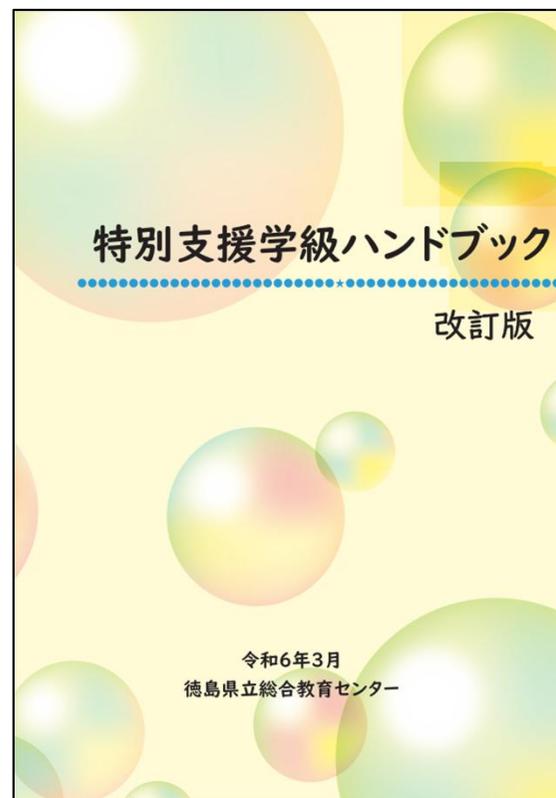
具体的な指導内容		項目
指導場面	自立活動の時間における指導 (選定した項目)	・清掃や係の仕事のしかたについて学習する。 ・友だちと協力してできるゲームや、制作活動を行う。 2-(2)
	自立活動に関する指導 (選定した項目)	・スケールを使用した自分の気持ちを把握する方法を学習する。 ・場面に適した適切な行動について、ロールプレイで具体的に練習を行う。 2-(1)
	教育活動全体	・友だちと協力して係活動や当番活動ができるよう見守り、周囲の状況を知らせたり、状況の変化に応じた行動がとれるようことばをかける。(給食掃除の時間) 3-(4) 4-(4)
	教科等	・働くことの大切さや自分の役割を理解して、みんなのために役立とうとする意欲を養う。(道徳、学級活動) 4-(4)

参考例

自立活動の内容を設定するための流れ図シート

使い方

- 1 区分項目の欄に実態を記入する。
- 2 特に中心的な課題を選出。
- 3 目標を立てる。
- 4 指導内容を考える。



↑ 20ページに詳しく載っています!

＜自立活動＞

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。小学校・中学校の学習指導要領には、「特別支援学級において実施する特別の教育課程については、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学校部・中学校部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」と示されています。

●「自立活動」の指導の場面

各教科	外国語	道徳	学習者の時間	特別活動	自立活動
(各)	(各)	(各)	(各)	(各)	(各)

本指導の場面は、大きく3つあります。

- 1 特設された「自立活動の時間における指導」
- 2 各教科等と関連して行う「自立活動の指導」
- 3 上記以外の「学校の教育活動全体の指導」

自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行います。自立活動の時間における指導は、学校における自立活動の指導の「要」となる重要な時間であり、個別の指導で学んだことを、交流学級など集団でもまかしてあげるよう、指導・支援していきます。そのため、授業時間を適量たりし単位時間以上特設し、時間割に位置付ける必要があります。また、学校の教育活動全体を通じて行うものでもあります。

●「自立活動」の指導の形態

自立活動は、個々の実態に基づいて指導されるものであるため、個別指導の形態で行うことが基本です。ねらいを達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられますが、最初から集団で指導することを前提とするものではありません。

●「自立活動」の内容

自立活動は、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための必要な要素」で構成されています。それら代表的な要素である27項目が6つの区分に分類・整理されています。指導に当たっては、児童生徒の指導上の課題をもとに必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

●自立活動の指導内容設定までの流れ

実態把握

- ① 情報収集する。
- ② 情報を整理する。
 - 区分に即して整理
 - 学習上、生活上の困難の観点で整理
 - ○○年後の姿の観点で整理

課題の整理

- ③ 課題を抽出する。
- ④ 課題の関連性を整理して、中心的課題を導き出す。

指導目標を設定する。

- ⑤ 指導目標を設定する。
- ⑥ 目標を達成するための必要な項目を選定する。
- ⑦ 項目を関連付ける。
- ⑧ 具体的な指導内容を設定する。



特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編



● 指導内容設定の例(具体的な流れ図の例)

流れ図を簡略化したシート等を作成するなどして、指導内容を考えてみましょう。

実 態						自立活動の内容 (6区分27項目)
1 課題の抽出	2 中心的課題	3 人間性への育成	4 指導の場面	5 指導の場	6 コア・コンピテンシー	
2011年度までの学習状況から課題を抽出する	2011年度までの学習状況から中心的課題を抽出する	2011年度までの学習状況から人間性への育成の観点から課題を抽出する	2011年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2011年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2011年度までの学習状況からコア・コンピテンシーの観点から課題を抽出する	
2012年度までの学習状況から課題を抽出する	2012年度までの学習状況から中心的課題を抽出する	2012年度までの学習状況から人間性への育成の観点から課題を抽出する	2012年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2012年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2012年度までの学習状況からコア・コンピテンシーの観点から課題を抽出する	① 児童生徒の実態について記入 - 児童生徒の全体像を捉えて、自立活動の内容(6区分27項目)の解説を踏まえて整理する。 - 簡単に、実態について記入する。
2013年度までの学習状況から課題を抽出する	2013年度までの学習状況から中心的課題を抽出する	2013年度までの学習状況から人間性への育成の観点から課題を抽出する	2013年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2013年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2013年度までの学習状況からコア・コンピテンシーの観点から課題を抽出する	② 課題となるものに、✓を記入 - 課題として、あてはまる項目の口に✓を入れる。 - 学習上又は生活上の難しきだけでなく、既にできていること、支援があればできることも考慮する。
2014年度までの学習状況から課題を抽出する	2014年度までの学習状況から中心的課題を抽出する	2014年度までの学習状況から人間性への育成の観点から課題を抽出する	2014年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2014年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2014年度までの学習状況からコア・コンピテンシーの観点から課題を抽出する	③ 課題とする区分を絞って結ぶ - 記入した項目が多いものを選び出す。(課題を絞り込めたり、優先順位を決めたりする。)
2015年度までの学習状況から課題を抽出する	2015年度までの学習状況から中心的課題を抽出する	2015年度までの学習状況から人間性への育成の観点から課題を抽出する	2015年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2015年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2015年度までの学習状況からコア・コンピテンシーの観点から課題を抽出する	④ 中心的な課題について記入 - 課題同士がどのように関連しているかを整理して、導き出す。「原因と結果」、「相互関連」、「発達や指導の順序」など
2016年度までの学習状況から課題を抽出する	2016年度までの学習状況から中心的課題を抽出する	2016年度までの学習状況から人間性への育成の観点から課題を抽出する	2016年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2016年度までの学習状況から指導の場を抽出する	2016年度までの学習状況からコア・コンピテンシーの観点から課題を抽出する	⑤ 長期目標・短期目標を記入 - 明確な様相のもと、選定した項目を関連付けて、具体的な指導内容を設定する。 - 指導場面と指導内容を対比させて設定する。 - 関連する自立活動の内容(項目)についても記入する。

中心的な課題 自分や相手の気持ちも大切に行動したり、自分の役割を果たしたりすることができる。

長期目標 ルールを守って、友達と一緒に活動することができる。自分の気持ちや感情を自分で調整することができる。

短期目標 友達と協力して掃除や他の仕事をすることができる。

具体的な指導内容

指導場面	項目	項目
自立活動の時間における指導(選定した項目)	1-1	2-1(2)
	2-1(1)	2-1(1)
自立活動に関する指導(選定した項目)	3-1(1)	3-1(1)
	4-1(1)	4-1(1)

- 市町村によっては、統一した「流れ図」を作成しているところもあります。使いやすい様式を学校等で作成し、指導内容を考える際に活用してもよいでしょう。徳島県立総合教育センターホームページにも記入例とともに掲載しています。
- 実態把握においては、困難さのみに焦点を当てるのではなく、長所や得意としていることにも着目します。
- 障がい者のみに頼って特定の指導内容に偏ることがないように、全体像を捉えるようにします。
- これまでの個別の指導計画を参考にして、学習の記録を引き継いで課題を整理することも大切です。
- 数年後の姿をイメージして、卒業までにどのような力を、どこまで育むかを想定して行います。
- 具体的な指導内容を考える際には、児童生徒の実態を踏まえて6区分27項目の内容から幾つかの項目を組み合わせる必要があることに留意しましょう。
- セページには、児童生徒の実態を自立活動の指導の項目で整理したり関連付けたりして考えていくための参考例として、「早見表」を掲載しています。児童生徒の実態は、いろいろな項目と関連する場合があります。



総合教育センターHP「特別支援教育に関する資料」



自立活動の指導の関連する項目(早見表)

	気になる行動(例)	関連項目	指導内容(例)		気になる行動(例)	関連項目	指導内容(例)
1 健康の保持	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズム・睡眠(の欠点または過剰) 偏食、少食・過食がある。 常に長袖または半袖。 不潔な状態。(爪、歯、体、髪の色等) 	(1)生活のリズムや健康な生活習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> 規則正しい生活・睡眠のリズム 食事や排便 衣履の調節、室温調節や換気 清潔 	5 身体の動き	<ul style="list-style-type: none"> 視力が悪いのに眼鏡をかけない。 支援機器(補助器等)の管理ができない。 ICT等の活用にも慣れない。 	(3)感覚の補助及び代行手段の活用	<ul style="list-style-type: none"> 感覚の補助・代行手段の活用 操作方法の習得
	<ul style="list-style-type: none"> 自分の病気の理解が難しい。 ストレスの要因の理解、対応が難しい。 罹患している薬の理解と管理が難しい。 	(2)病気の状態の理解と生活管理	<ul style="list-style-type: none"> 自分の病気への理解 ストレスへの対応や発散方法 体調・生活面の自己管理 		<ul style="list-style-type: none"> 複雑な情報をまとめて、総合的に判断したり活用したりする活動が苦手。 場面や状況から、やるべきことを見出すことが難しい。(整理整頓、掃除等) 抽象的概念の理解が難しい。 口頭指示が通りにくく、具体物がないと理解が難しい。 状況に合わない行動をとる。 	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動	<ul style="list-style-type: none"> 保有する感覚や代行手段により収集した情報を総合的に活用する力 自分の身体の動き(種大運動、微細運動) 場面や状況の把握と、判断及び行動
	<ul style="list-style-type: none"> 症状の痛みが分からない時がある。 自分の身体に関心がない。 	(3)身体各部の状態の理解と養護	<ul style="list-style-type: none"> 身体各部の状態の理解(皮膚、骨等) 患部の保護 身体を養護する力-自己管理 		<ul style="list-style-type: none"> 概念的な理解が難しい。 口頭指示が通りにくく、具体物がないと理解が難しい。 状況に合わない行動をとる。 	(5)認知や行動の手続きとなる概念の形成	<ul style="list-style-type: none"> 概念の形成 (ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間、時間、左右等)
	<ul style="list-style-type: none"> 失敗から、自分を否定的に捉えてしまう。 大きな音がすると不安定になる。 体力がない。 暴飲暴食、偏食、食生活に課題がある。 運動量が少ない。 	(4)障がいの特性の理解と生活環境の調整	<ul style="list-style-type: none"> 自分の障がいの特性の理解 行動調整や生活環境を整える力 		<ul style="list-style-type: none"> 常に、体が動く。椅子に座れない。 起立の姿勢維持が難しい。 運動が苦手。(走る、投げる、取る、模倣) 	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能	<ul style="list-style-type: none"> 基本動作(姿勢保持、上肢・下肢の運動・動作) 運動 筋緊張の弛緩
	<ul style="list-style-type: none"> 前にも、イライラ、落ち着きがない。 状況が変化すると不安になる。 集団行動が苦手、参加できない。 	(5)健康状態の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> 体力向上の基礎知識 肥満予防・改善 食と栄養 適切な運動方法・運動量の確保 		<ul style="list-style-type: none"> 必要を補助用具の活用にも慣れない。 	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	<ul style="list-style-type: none"> 基本動作の改善・習得のための、補助用具の適切な使用方法(セッティング、収納、調整等)
2 心理的な安定	<ul style="list-style-type: none"> 前にも、イライラ、落ち着きがない。 状況が変化すると不安になる。 集団行動が苦手、参加できない。 	(1)情緒の安定	<ul style="list-style-type: none"> 不安要因や興奮要因の解明と適切な対応 自分の気持ちを伝える力 自分に合う活動の方法 自分のよき 	6 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 靴ひも結び、ボタン等ができない。 はさみ、カッター、定規、分度器、消しゴム等の扱いが不器用。 身体的機能上の課題により、一人で移動することができない。 	(3)日常生活に必要な基本動作	<ul style="list-style-type: none"> 身近な道具を身に付ける 学習用具の扱い方 ユニバーサルデザインの用具の扱い方 移動能力の向上
	<ul style="list-style-type: none"> 場面や状況の理解が難しい。 急な変更の受け入れが難しい。 頭蓋や後頭、やり方で、パニックになる。 	(2)状況の理解と変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールや課題の理解 場面・状況に応じた行動の仕方 他者とのやり取りと、援助依頼 		<ul style="list-style-type: none"> 作業活動に取り組みることが苦手。(制作、調理等での手先を使った活動) すぐに飽きる。 	(5)作業に必要な動作と巧みな運行	<ul style="list-style-type: none"> 手指の巧緻性の向上 目と手の協応 姿勢や作業に関する持続力の向上
	<ul style="list-style-type: none"> 興味・関心の狭まり。 成功体験が少なく、意欲がもてない。 夢中になることが少ない。 	(3)障がいの特性の理解と受容	<ul style="list-style-type: none"> 困難な状態を改善・克服しようとする意欲 先入・先達の生き方や考え方 		<ul style="list-style-type: none"> 人に依えようとする意識が少ない。 教師や友達に、あまり関心がない。 身振り等の意味の理解や活用が難しい。 会話での話題が少ない。 相手の話を受け入れることが難しい。 相手より整理して話すのが難しい。 生活上使う言葉や語彙の理解不足。(物の名前、形容表現、抽象表現) 文章の読解力が乏しい。 意味等の理解不足。 	(1)コミュニケーションの基礎的能力	<ul style="list-style-type: none"> 伝えたい気持ちの育成 伝えたい内容の拡充 伝える手段の拡充(話書、カード、身振り等)
3 人間関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> 教師や友達に不信感がある状態。 他者に関心がない。共同での活動が難しい。 双方向の会話、やり取りが苦手。 	(1)他者との関わり方の基礎	<ul style="list-style-type: none"> 人に対する信頼感 他者の存在の気づきと、関わり合う心地 他者とのやり取り、気持ちの共有 	<ul style="list-style-type: none"> 相手の話を受け入れることが難しい。 相手より整理して話すのが難しい。 生活上使う言葉や語彙の理解不足。(物の名前、形容表現、抽象表現) 文章の読解力が乏しい。 意味等の理解不足。 	(2)言語の受容と表出	<ul style="list-style-type: none"> 相手の意図を受け止め、自分の考えを伝える力(話し言葉、絵、記号、文字の活用) 聴解の習得と言葉のやりとり 	
	<ul style="list-style-type: none"> 教師や友達と言葉の意図や感情の理解が難しい。 表情や声の調子、身振りから相手の感情を察知するのが難しい。 	(2)他者の意図や感情の理解	<ul style="list-style-type: none"> 様々な場における他者の意図や感情の理解 声の抑揚や調子の文化による感情の理解 表情や身振りによる感情の理解 	<ul style="list-style-type: none"> 会話での話題が少ない。 相手の話を受け入れることが難しい。 相手より整理して話すのが難しい。 生活上使う言葉や語彙の理解不足。(物の名前、形容表現、抽象表現) 文章の読解力が乏しい。 意味等の理解不足。 	(3)言語の形成と活用	<ul style="list-style-type: none"> 言葉と事物等結び付けられるなどした、概念の形成 文法理解 	
	<ul style="list-style-type: none"> 所感も同じ注意を受ける。 運動的な行動が抑えられない。 気持ちが急いで、失敗することがある。 	(3)自己の理解と行動の調整	<ul style="list-style-type: none"> 自分の得意・不得意についての理解 自分の行動特性についての理解と行動調整 集団行動の中で状況に応じた行動 	<ul style="list-style-type: none"> ICT、文字ボード等を活用したコミュニケーション手段に慣れない。 	(4)コミュニケーション手段の選択と活用	<ul style="list-style-type: none"> ICTや文字、写真、絵カード、メモ等の代替手段の自己選択と活用 他者に伝えることの楽しさと充実感 	
	<ul style="list-style-type: none"> 場面や状況に応じた行動が難しい。 ルールや決まりを守る事が難しい。 集団活動に参加することが難しい。 	(4)集団への参加の基礎	<ul style="list-style-type: none"> 集団参加の手順や決まり、質問の仕方 話し方、行動の仕方、相手の受け止め方 集団への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> 話に割り込む、場違いな質問をする。 字義通りに受け取る。 場面や状況にあったやりとりが苦手。(メモを取る、うなづく等の話し方) 	(5)状況に応じたコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場や気持ち、場面や状況に応じた会話、言葉遣い(聞き方・メモの取り方・質問の仕方・報告の仕方・話し方等) 	
4 環境の把握	<ul style="list-style-type: none"> 物を見る時、顔や見る物をかたむける。 聞く力が弱い。 運動・動作に制限や偏りがある。 	(1)保有する感覚の活用	<ul style="list-style-type: none"> 視覚、聴覚、触覚などの保有する感覚の活用と情報収集 得た情報をこぼで表現する力 自分の身体の調整、補具の特徴に応じた活用 	<ul style="list-style-type: none"> 話に割り込む、場違いな質問をする。 字義通りに受け取る。 場面や状況にあったやりとりが苦手。(メモを取る、うなづく等の話し方) 	(5)状況に応じたコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場や気持ち、場面や状況に応じた会話、言葉遣い(聞き方・メモの取り方・質問の仕方・報告の仕方・話し方等) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 漢字、音読、図形等が苦手。 指示を聞いて、自ら考え、判断して行動することが難しい。 音や感触などの過敏からパニックになる。 	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応	<ul style="list-style-type: none"> 感覚や認知の特性に対する適切な対応 (聞いたこと、見たこと、考えたことの記憶、思考、判断、決定、整理、イメージを形成する等) 不快なものの回避や経験による耐性。 				

*この資料は、私塾県特別支援教育センターが提供している早見表と、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編を参考にして作成しました。

個別の指導計画の作成と内容の取扱い

具体的な指導内容の設定

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2の(3)）

- ア 主体的に取り組む指導内容
- イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容
- ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容
- エ 自ら環境と関わり合う指導内容
- オ 自ら環境を整える指導内容
- カ **自己選択・自己決定を促す指導内容（新規）**
- キ **自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容（新規）**

オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

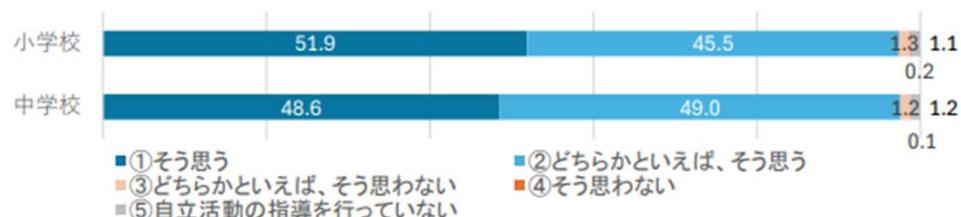
カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

〈特別支援学級〉教育課程編成等に関する状況【自立活動・個別の指導計画】

※ 特別支援学級に在籍する小学校第6学年児童、中学校第3学年生徒を対象として、当てはまる項目を学校として一つ選択することとし、必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。(小学校 n=12、826校、中学校 n=6、988校)

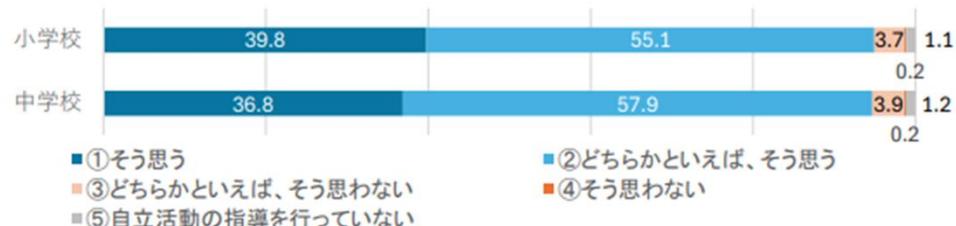
(1) 自立活動の指導に当たり、個々の児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心等を的確に把握できていると思いますか。

(%)



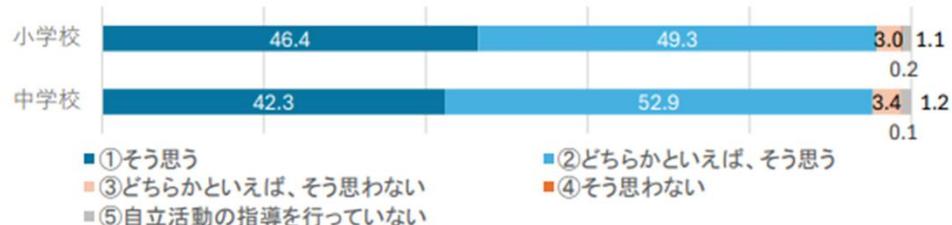
(2) 自立活動の指導に当たり、個々の児童生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を適切に整理できていると思いますか。

(%)



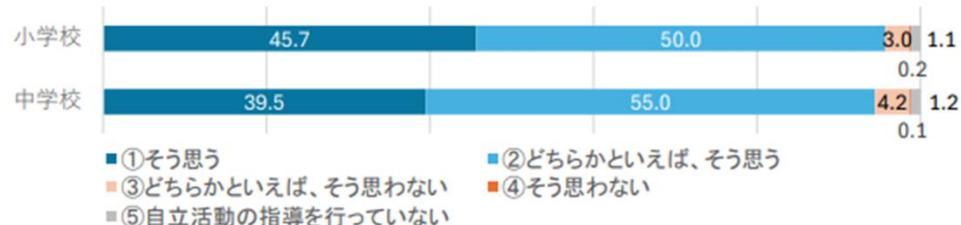
(3) 個々の児童生徒の実態に応じて、自立活動の指導目標・指導内容を設定できていると思いますか。

(%)



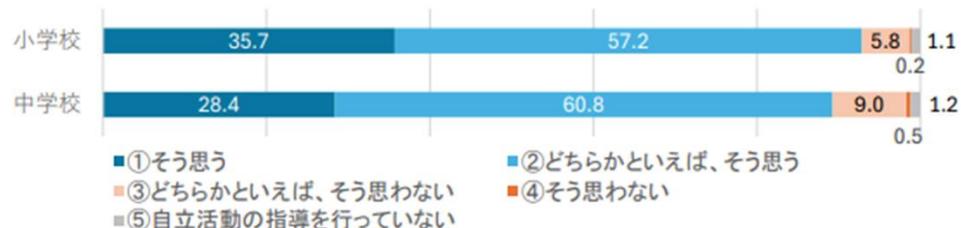
(4) 個々の児童生徒の実態に応じて、自立活動の指導方法を工夫し、児童生徒の意欲的な活動を促すことができていると思いますか。

(%)



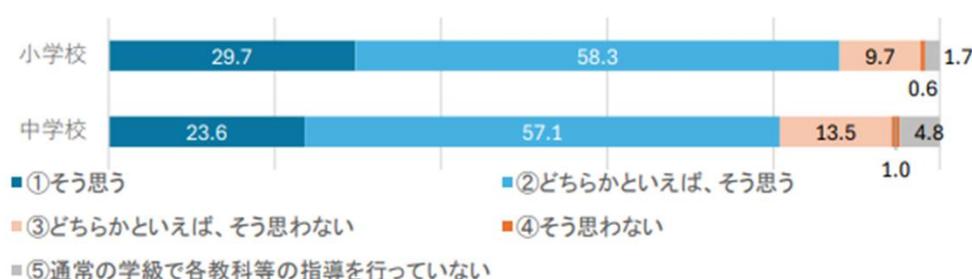
(5) 各教科等の指導に当たっては、自立活動の指導との密接な関連を保ち、学習効果を高めるよう配慮できていると思いますか。

(%)



(6) 交流及び共同学習として通常の学級で各教科等の指導を行うに当たって、自立活動や各教科に関する個別の指導計画を適切に活用できていると思いますか。

(%)



個別の指導計画の作成

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の(3)のイ
特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第2款の3の(5)のイ

個別の指導計画

※実態に応じて
適切な指導を
行うために作成

各教科の習得状況や既習事項を確認するための実態把握、育成を目指す資質・能力のもと、各教科の指導計画を具体化し、例えば、指導上の配慮事項を付記するなどして作成

自立活動の指導は、個々の実態に基づき指導すべき課題を整理し、指導目標を明確にし、内容の中から必要な項目を選定し、それらに関連付けて具体的な指導内容を設定して作成



教科と自立活動の指導目標や指導内容の
設定に至る手続きに違いがある

障害のある児童などへの指導

特別支援学級における特別の教育課程

小学校学習指導要領第1章総則第4の2の(1)

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

知的障害者である児童の実態に応じた各教科の目標設定に至る手続きの例

小学校学習指導要領解説（総則編）第4節の2の(1)の②

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
- ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

特別の教育課程に関する規定を参考にする際の前提となる考え方

小学校学習指導要領解説（総則編）第4節の2の(1)の②

特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、**特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。**

ポイント

なぜ、その規定を参考にすることを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら、教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要。

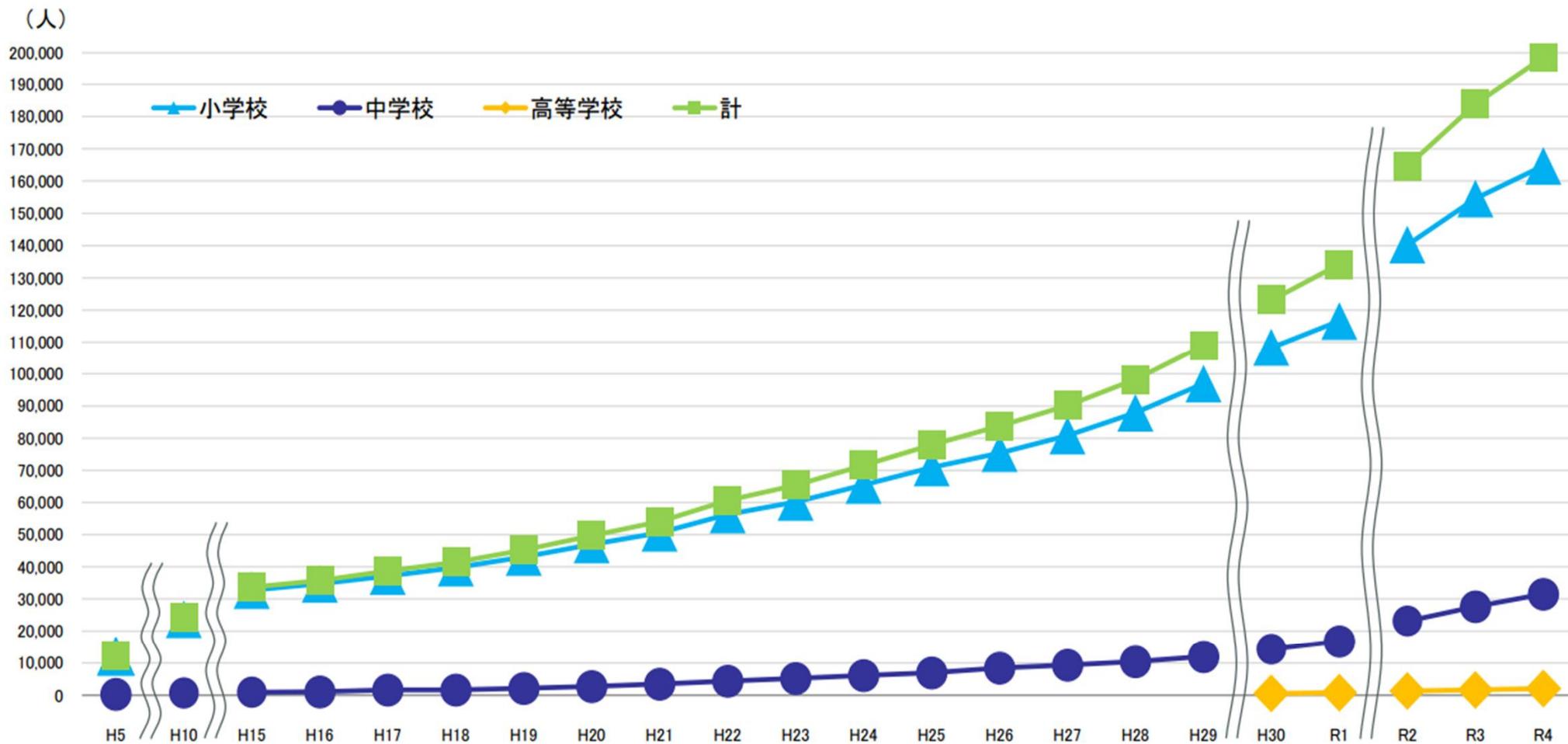
通級による指導を受けている児童生徒と
通常の学級に在籍する特別な教育的支
援を必要とする児童生徒の状況について

通級による指導を受けている児童生徒数の推移【学校種別・国公立計】



文部科学省

○通級による指導を受けている児童生徒数は全国で198,343人(前年度比+14,464人)
 (小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒数に占める割合は1.6%)



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559	164,735
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649	31,553
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787	1,300	1,671	2,055
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879	198,343

※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立、私立学校に対する調査は実施していない。

「令和6年度特別支援教育教育課程研究協議会」

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	<p>全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象</p> <p>・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出</p>
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人、中学校：17,988人、高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	<p>I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性-衝動性」「対人関係やこだわり等」）</p> <p>II. 児童生徒の受けている支援の状況</p>

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	（参考）過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。
 従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

※1 高等学校については令和4年のみ調査。 ※2 平成14年調査及び平成24年調査は、小学校・中学校のデータ。



特別な配慮を必要とする児童への指導

【小学校学習指導要領 第1章第4の2(1)】より抜粋

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

【ポイント】小学校学習指導要領解説総則編より

⇒障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動の内容を参考とし**、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、**効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。**

【ポイント】小学校学習指導要領解説総則編より

⇒児童一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。

⇒単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができる解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。

エ 各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、**個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。**特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、**個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。**

※【中学校学習指導要領 第1章第4の2(1)】、【高等学校学習指導要領 第1章総則第5款2(1)】⁶

【自立活動の目標】

個々の児童又は生徒が**自立**を目指し、**障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服**するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の**調和的発達**の基盤を培う。

<自立>

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）より

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること。

<障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する>

児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等諸活動において、その障害によって生じるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすること。

<調和的発達の基盤を培う>

一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばしたりすることによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること。

【自立活動の内容】特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)より

・人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素

・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素

区分	項目
健康の保持	(1)生活リズムや生活習慣の形成に関する事 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事 (5)健康状態の維持・改善に関する事
心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事 (2)状況の理解と変化への対応に関する事 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事
人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事 (2)他者の意図や感情の理解に関する事 (3)自己の理解と行動の調整に関する事 (4)集団への参加の基礎に関する事
環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関する事 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事
身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事 (4)身体の移動能力に関する事 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事
コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事 (2)言語の受容と表出に関する事 (3)言語の形成と活用に関する事 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事

自立活動の個別の指導計画の作成

実態把握から具体的な指導目標を設定するまでの手続き

	内 容
実態把握	<p>情報収集①</p> <p>収集した情報を整理②</p> <p>②-1 自立活動の区分に即して整理</p> <p>②-2 学習上又は生活上の困難や学習状況の視点から整理</p> <p>②-3 数年後の姿から整理</p>
指導すべき課題の整理	<p>課題となることの抽出</p> <p>課題同士の関連を整理</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>中心的課題を導き出す</p> </div>
指導目標の設定	<p>長期的な目標</p> <p>短期的な目標</p>

実態把握	① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集												
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階												
	②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階												
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>健康の保持</th> <th>心理的な安定</th> <th>人間関係の形成</th> <th>環境の把握</th> <th>身体の動き</th> <th>コミュニケーション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション						
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション								
	<p>②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階</p> <p>※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ。)</p>												
指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階												
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的課題を導き出す段階												
	⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として											
課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として													

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



【深い学び】の視点

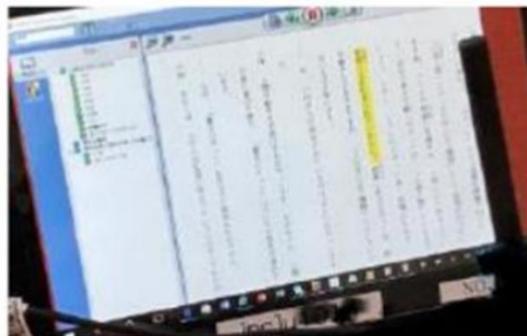
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

学びにくさや意思表示を支援するためにICT機器の活用が有効

発達障害の（学習上の困難がある）児童生徒に対しては、

✓教科指導における読みや書き、思考の整理などにおける困難を軽減・解消

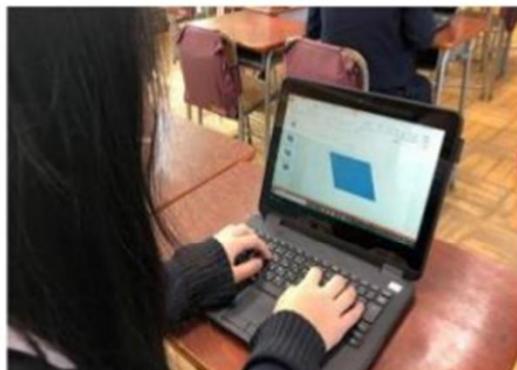
➤ 読み上げ機能や書き込み機能の活用



例) 文字を音（オン）に変換することが苦手だったり、時間がかかったりするため、文字を音読したり、黙読したりすることが苦手な児童生徒に対して、読み上げ機能の活用により内容理解の支援が可能

例) 音（オン）を文字に変換することが苦手だったり、時間がかかったりするため、文章を書いたりすることが苦手な児童生徒に対して、書き込み機能の活用により表出の支援が可能

➤ プレゼンテーションツールの活用



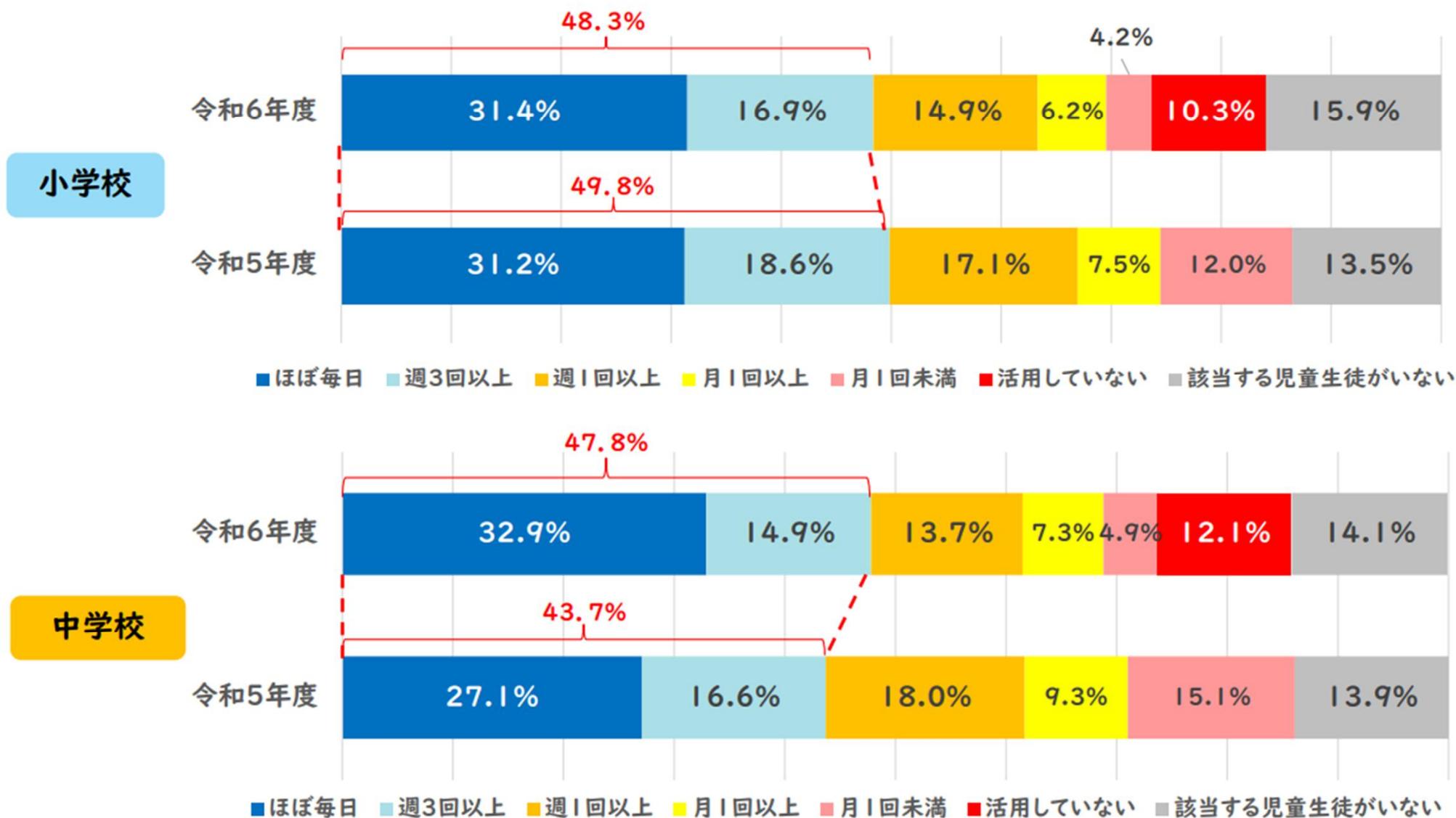
例) 文字や図形をバランスよく書くことが苦手だったり、思考をまとめて構成することに時間がかかったりする児童生徒に対して、書くことや内容理解の支援が可能

➤ 他にも様々な機能の活用が想定



- ・読み書き等の指導アプリ等をダウンロードして、授業中や休み時間、家庭等において活用
- ・図と地の見分けがつきにくい児童生徒に対して、文字や下地の色やフォント等の変更機能を活用

1人1台端末の活用状況【小・中学校】 (特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援)



(出典) 全国学力・学習状況調査結果(令和5年度及び令和6年度)

※「活用していない」は令和6年度の新規選択肢

【小学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のウ】

通級による指導における特別の教育課程

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

※中学校学習指導要領(第1章第4の2の(1)のウ)

高等学校学習指導要領(第1章総則第5款2(1)イ)

☆自立活動の指導に当たっては、個々の児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にし、指導目標及び指導内容を設定するものである。

☆自立活動の指導は、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っているものであり、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要である。

自立活動における個別の指導計画の作成と活用の充実が求められる

自立活動の個別の指導計画の作成 「実態把握」

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2の(1))

(1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

自立活動では、それぞれの障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目標としているので、必然的に一人一人の指導内容・方法も異なってくる

的確な実態把握が必要であり、
実態把握の内容やその範囲は自立活動の指導を行う観点から
明確に整理する必要がある

<実態把握をする際に**収集する情報**の内容>

病気等の有無や状態	生育歴	基本的な生活習慣	人やものとのかわり
心理的な安定の状態	コミュニケーションの状態		対人関係や社会性の発達
身体機能	視機能	聴覚機能	知的発達や身体発育の状態
興味・関心	障害の理解に関すること		学習上の配慮事項や学力
特別な施設・設備や補助用具(機器を含む。)の必要性		進路	家庭や地域の環境

等

その際、幼児児童生徒が困難なことのみに観点にするのではなく、
長所や得意としていることも把握することが大切である



実態把握の際にも
活用を!

「通級による指導」の充実

- (1) 入級を決定するまでの流れ
- (2) 特別の教育課程の編成
- (3) 個別の教育支援計画を活用した情報の引継ぎ



特別支援学校小学部・中学部指導要領（第7章 第3の2の（2））

（2）児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。

その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

指導すべき課題相互の関連の検討

児童生徒の実態をどのように捉え、なぜその指導目標（ねらい）を設定することにしたのか、指導の根拠を明らかにするために必要

→個別の指導計画の作成の手順の中に、実態把握から指導目標（ねらい）を設定する過程において、指導すべき課題を整理する手続きを導入し、指導目標（ねらい）を設定するに至る判断の根拠を記述して残すこと

指導目標（ねらい）の設定と目標達成に必要な項目の選定

指導目標（ねらい）の設定に当たっては、在学期間、学年等の長期的な観点に立った指導目標（ねらい）とともに、当面の短期的な観点に立った指導目標（ねらい）を定めることが、自立活動の指導の効果を高めるために必要

長期的な観点に立った指導目標（ねらい）を達成するために、個々の児童生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げることが大切

自立活動の個別の指導計画の作成 「具体的な指導内容の設定」

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2の(3))

(3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

【主体的に取り組む指導内容】

イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

【改善・克服の意欲を喚起する指導内容】

ウ 個々の児童又は生徒が、発達が遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

【発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容】

エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。

【自ら環境を整える指導内容】

オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

【自己選択・自己決定を促す指導内容】

カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

【自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容】

自立活動の個別の指導計画の作成 「評価」

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2の(4))

(4) 児童又は生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること

自立活動の指導で作成される個別の指導計画は、当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるもの
→児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図る必要がある

児童生徒にとっても、自らの学習状況や結果に気づき、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習への意欲や発達を促す意義がある

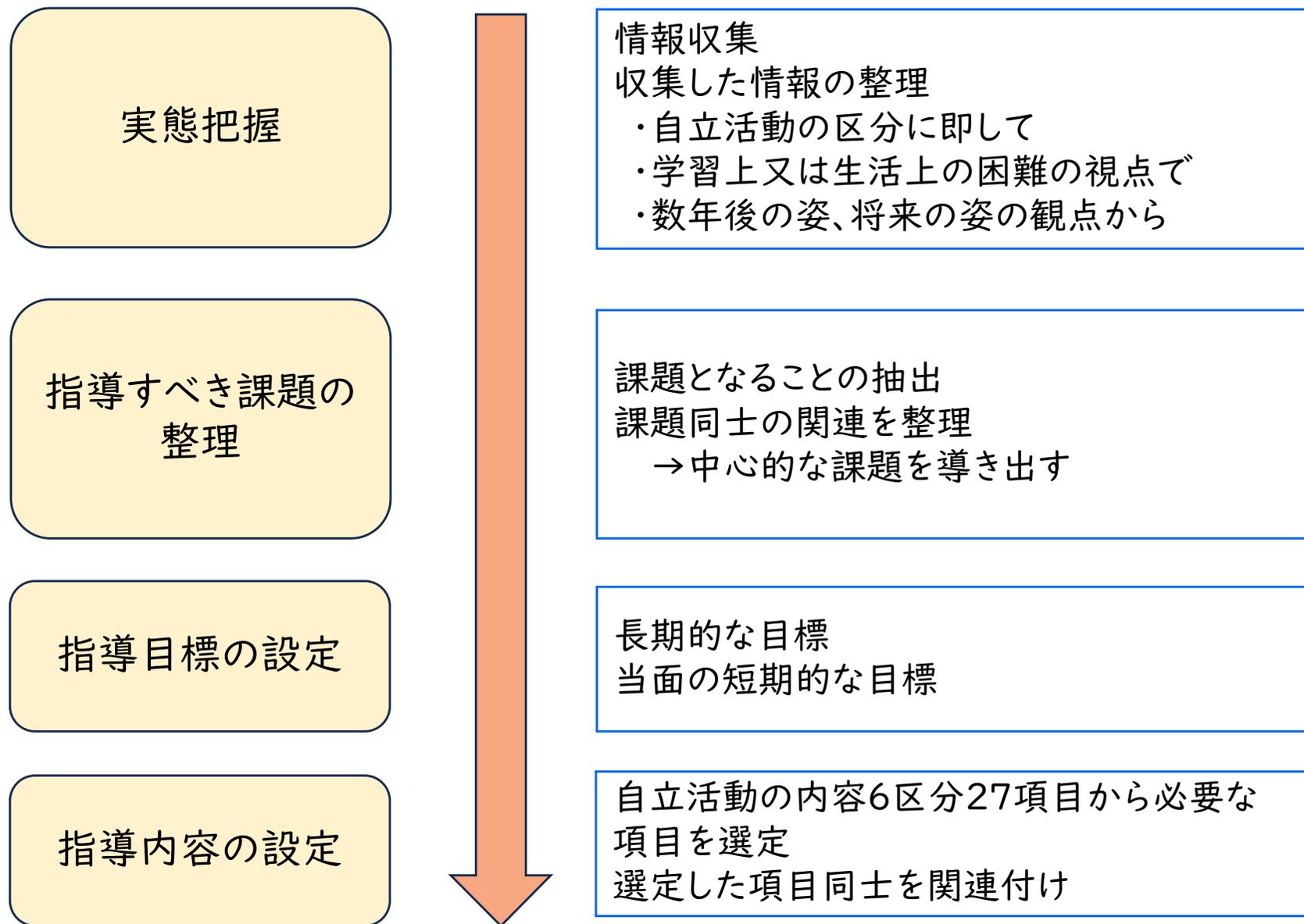
→学習前、学習中あるいは学習後に、児童生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切である

保護者に対して、学習状況や結果の評価について説明し、児童生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭学習でも発揮できるように協力を求めることが大切である

自立活動の個別の指導計画の作成

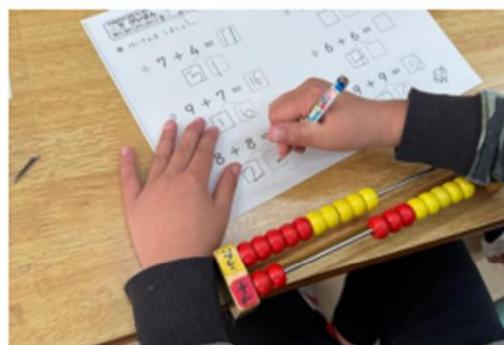
～実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ～

令和6年度特別支援教育教育課程等研究協議会資料



通級による指導を生かした通常の学級における支援の充実例

通級による指導において、子供の困難さに対する手立てを提案して取り組み、通級による指導の担当教員と学級担任の連携によって、**通級による指導で取り組んだ手立てを通常の学級での学習に生かしていく校内体制を構築。**



数の概念理解が苦手

↓
20玉そろばんを活用し、数を正確に捉え、たし算・ひき算の概念を理解する



文章のどこを読めばいいか把握が難しい

↓
リーディングルーラーで読む部分を限定する



漢字を形として捉える傾向があり、新出漢字を覚えることが難しい

↓
新出漢字を部首やつくりに分けて考えるように支援し、書き取りだけではなく選択問題も導入



通級による指導の仕組み

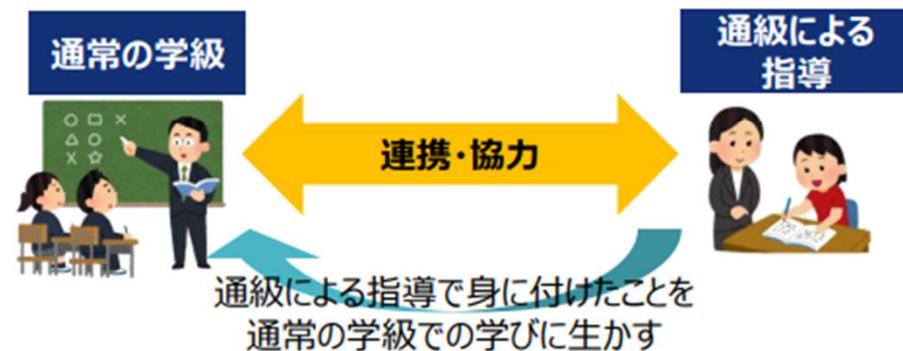
通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けながら一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施

【通級による指導に係る教職員定数の改善】

公立小・中学校における基礎定数化
(H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人)

【通級による指導を受ける児童生徒数】

令和4年度実績 約19万8千人 (小・中・高合計)



(事例提供：高知県香美市)

参考情報

特別支援教育における1人1台端末の活用事例①

困難さに応じたリフロー機能の活用【視覚障害】

デジタル教科書に備わっているリフロー機能を活用することで、見え方に応じて児童が読みやすい横書きのレイアウトに変換することができるようにしている。(合理的配慮の提供)

単眼鏡で大画面を確認する活動を取り入れて、単眼鏡を活用する時間を設定するようにしている。(自立活動の関連付け)



詳細はこちら
(文科省HP)



12 特別支援 令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

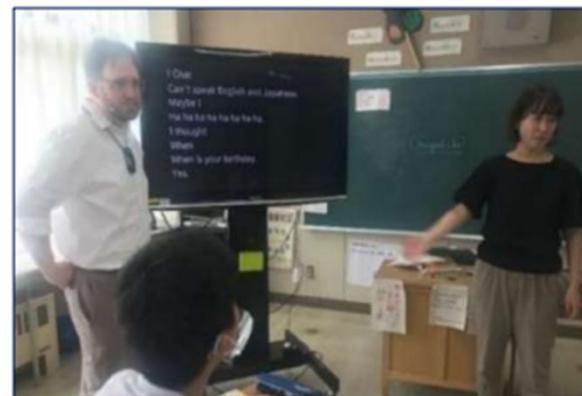
即時的な情報保障としての活用【聴覚障害】

A L Tが専用のマイクを装着し、話す音声を1人1台端末等で文字変換させ、それを大型ディスプレイに英語で表示している。

表示されたテキストを読む学習活動は、既習事項を活用して、その内容を理解することにもなることから、生徒の主体的な活動や外国語学習に対する意欲の喚起につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



カメラ機能を使って話の構成や内容を整理【知的障害】

日常生活で会話を楽しみ、友達同士で話合いを行うことができるが、発表や作文に苦手意識が強く、話の構成や内容を整理することが不得手である。

そこで、筋道を立てて整理する力を養い、自分の思いや考えを伝える力を身に付けて筋道を立てて説明できたことへの成功体験が自信につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



特別支援教育における1人1台端末の活用事例②

支援機器等を組み合わせた活用【肢体不自由】

仰向けでの姿勢を保持したまま、学習する必要があるため、ディスプレイを2台活用している。

メインディスプレイには学習プリント、サブディスプレイにはデジタル教科書を映し、視線入力装置で学習プリントに文字を入力したり、サブディスプレイを見ながら、単語や英文の用法を確認したりできるようにしている。

外国語科のデジタル教科書を使った学習では、リフォー（読み上げ）機能を使用することで、単語と音韻との関係を理解できるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



テレプレゼンスロボットの活用【病弱】

〈据え置き型〉 教室で授業を受けている児童生徒と病室から遠隔で授業を受けている児童が個々に支援を行わなくても進めていけるスピード感・一体感が、「つながり」を感じることができようとしている。

〈自走型〉 自分で操作して見たい所に行き、得たい情報や新しい発見ができた時には、「自分で探した」という達成感を味わうことができるようになっている。



詳細はこちら
(文科省HP)



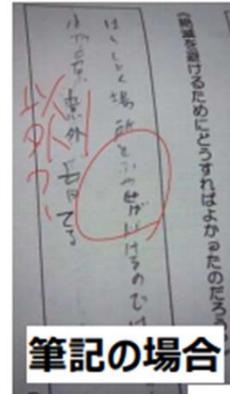
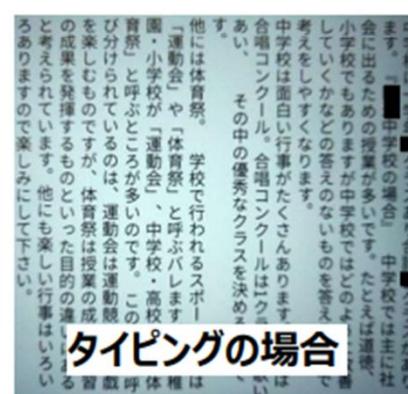
書くことの困難さをICT端末で軽減【発達障害】

自分の得意・不得意や、パフォーマンスを最大限発揮できる方法を本人自身が知るよう働きかけたり、人と異なる方法でも自分自身がその必要性を実感できるようにしたりしている。

(通級による指導において、視写や聴写を筆記とICT端末の活用によるタイピングの両方で実施したところ、写真のような明らかな違いが見られた。)



詳細はこちら
(文科省HP)



GIGAスクール構想 授業動画

1人1台端末で学校が変わる！

(YouTube文部科学省/mextchannel)

	小学校編	中学校編	高等学校編	特別支援教育編
解説	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 新潟市立大野小学校 校長 片山 敏郎 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 春日井市教育委員会 教育DX推進専門官 水谷 年孝 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 校長 柴田 功 氏	授業実践 長野県松本養護学校 長野県長野ろう学校 長野県松本盲学校 長野県花田養護学校 長野県木曾養護学校 長野県上田養護学校 <資料協力> 福岡県立福岡視覚特別支援学校 埼玉県北本市立南小学校 北九州市立小倉南特別支援学校 福岡県立福岡聴覚特別支援学校 解説 文部科学省初等中等教育局 視学官 菅野 和彦 氏 文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 長野県長野養護学校 教諭 青木 高光 氏
授業実践	新潟市立月潟小学校 つくば市立島名小学校 春日井市立出川小学校 春日井市立藤山台小学校	春日井市立高森台中学校 春日井市立高森台中学校 新潟市立小新中学校 つくば市立みどりの学園義務教育学校	神奈川県立希望ヶ丘高等学校 宮城県仙台第三高等学校 宮城県宮城第一高等学校	
解説	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東北大学大学院 東京学芸大学大学院 教授 堀田 龍也 氏	



URL : <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBASFwjIRb60Aekj81r16K1>

各動画
約15~20分
研修にも
使える！
(ダイジェスト版約2分)



2024
リニューアル

支援教材ポータル

特別支援教育教材ポータルサイト

<https://kyozai.nise.go.jp/>

リニューアル（見直し）内容

● 検索の利便性の向上（改善）

- ◇ スマートフォンやタブレットでも検索しやすい画面を新たに構成
 - 画面をスクロールせずに検索できるように検索画面の配置を改善
- ◇ 利用者にとってより効率的な検索
 - キーワード検索、詳細検索とも1回の操作で検索結果を表示

● 得られる情報の質の向上（改善）

- ◇ デジタル教材が中心になるように再構成
 - 特別支援教育におけるICT活用の高まりによるニーズに対応
- ◇ 「Pick Up」・「おすすめ」の設定（新設）
 - トップページに「Pick Up」のエリアを設置し、新着情報やテーマに沿った教材・支援機器の紹介などを重点的に広報
- ◇ 都道府県教育委員会、教育センター等の協力による実践事例の充実

今後のポータルサイトのさらなる充実

● 得られる情報の質の向上)

- ◇ 動画コンテンツを導入（新規）※令和6年度実施予定
 - 実際の教材・支援機器を使用した動画コンテンツの掲載により、具体的な指導事例や活用方法を提供

国内のICTの実践事例 集結



支援教材ポータル

特別支援教育教材ポータルサイト

検索する

教材・支援機器 実践事例

検索キーワードを入力してください

急上昇ワード 見る アレバ 拡張

アレバ会議

Pick Up

更新予定の教材・支援機器

01 視線入力装置

画像を見ることでPCを操作しやす

現在注目されているキーワードを検索に活用できるように提示

「おすすめ」によって、関連する教材・支援機器や最新の情報を提供

スマートフォンでの検索に適したスクロールせずに検索できる画面構成

おすすめの教材・支援機器

聞く 見る 話す 読む 書く

たっちゃんのコネク島

オーバーレイメーカー

かくれんぼ

ブギーボード

トーキングエイド

電子ペン

携帯型ディスプレイヤー

画面にペンで簡単なメモ書きができ、電池がなくても使うことができる。画面が黒く、ペンで書いた文字が緑な...

多人数で同時に操作ができ、大人や友達とのコミュニケーション能力を向上させるゲームなどがある

インテリキー専用のキーボードモレアウトするソフトウェア。コンピュータ操作が難しい方のために教育ソフトやプログ...

リラックスできる空間を作り出すパーティション。段ボール素材なため軽く、簡単に組みかえることができる。

会話や筆談が困難な人のための携帯型コミュニケーション機器。50文字程度のキーを押してメッセージをつくり、それ...

専用のワークシートに書き込んでいる内容をペン内の通信機能によってリアルタイムに記録ができる。音声も録音する...

DAISY録音図書を手軽に再生できる。MP3の音声データ再生機能やボイスレコーダー機能もついている。

- デフリンピックは、国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）の主催で4年に1度開催される**世界的規模で行われる聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会**。夏季・冬季含めて、**日本初開催**となる。
- コミュニケーションは国際手話により行われ、競技運営上の視覚的な工夫以外はオリンピックと同じルールで実施。
※視覚的な工夫の例：スタートの音→ライトの点灯、審判の発声による合図→旗で知らせる 等

大会概要

大会名称	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025
主催者	国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）
運営組織	デフリンピック運営委員会（全日本ろうあ連盟） デフリンピック準備運営本部（東京都）
ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ➢ デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ ➢ 世界に、そして未来につながる大会へ ➢ “誰もが個性を活かし力を発揮できる”共生社会の実現
開催期間	2025年11月15日(土)～26日(水) 12日間
開催都市	東京都、静岡県、福島県
開閉会式	東京体育館
参加者数	70～80か国から約6,000人（うち選手約3,000人）
実施競技	21競技
大会規模	130億円（R5.12.26公表時点）

大会エンブレム

①「手」
・デフコミュニティの代表的なシンボルである「手」を表現
・デフリンピックを通して、競技と話題に「触れて」欲しいという想いを込めた。

③「花」
・輪が広がった先には、「新たな未来の花が咲いていく」という意味を込めた。
・桜の花弁をモチーフ

TOKYO 2025
25TH SUMMER DEAFLYMPICS

②「輪」
・デフリンピックに「触れた」ことで、少しずつお互いに交流やコミュニティが「輪」のように繋がっていくことを表現

④「色」
・世界中から沢山の人が集まる大会なので、赤・黄・青・緑の色で多様性を表現

	実施競技	会場
1	陸上 (マラソン) (ハンマー投げ)	駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場 東京高速道路及び首都高速道路高速八重洲線の一部 大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場
2	バドミントン	武蔵野の森総合スポーツプラザ
3	バスケットボール	大田区総合体育館
4	ビーチバレー	大森東水辺スポーツ広場
5	ボウリング	東大和グランドボウル
6	自転車(ロード)	日本サイクルスポーツセンター（静岡県）
7	自転車(MTB)	日本サイクルスポーツセンター（静岡県）
8	サッカー	Jヴィレッジ（福島県）
9	ゴルフ	若洲ゴルフリンクス
10	ハンドボール	駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球技場
11	柔道	東京武道館
12	空手	東京武道館
13	オリエンテーリング	日比谷公園・日比谷エリア、伊豆大島
14	射撃	味の素ナショナルトレーニングセンター・イースト
15	水泳	東京アクアティクスセンター
16	卓球	東京体育館
17	テコンドー	中野区立総合体育館
18	テニス	有明テニスの森
19	バレーボール	駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館
20	レスリング(フリースタイル)	府中市立総合体育館
21	レスリング(グレコローマン)	府中市立総合体育館

インターネットによる講義配信
NISE 学びラボ ~特別支援教育eラーニング~

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online



登録者数：個人登録18,234件、団体登録1,085件(令和6年3月28日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等
 視聴時間：1コンテンツ 15分~30分程度
 対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等
 特別支援教育に関心のある者全て
※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類(計174コンテンツ)

- ① 特別支援教育全般 52コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 94コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

さらに！団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



(研修プログラム一覧)

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に:本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育
11	これから教員になる人たちのために

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 National Institute of Special Needs Education

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 National Institute of Special Needs Education

インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生方だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

あわせて、インクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例や関連情報を掲載しています。また、令和4年12月に実施した「インクルDBセミナー」を動画配信しています。インクルDBの活用方法やインクルDBを活用した研修について具体的に説明していますので、ぜひご覧ください。

動画はこちら → <https://www.youtube.com/watch?v=n00i8xWFTQE>

令和6年3月現在事例掲載数：590件

Aさんは字を書くのが苦手で困っているみたい。なんとかしてあげたいわ。



①

そうだ！このあいだの研修会で「インクルDB」のお話があったわ。早速調べてみよう。



②

字を書くことに関するたくさんの事例があるわ。なるほど、こんな合理的配慮もあるのね。



③

保護者の方と支援の内容や方法について合意形成します



OK!

④

Aさんは、字が書きやすくなったみたい。よかったわ。



⑤



インクルDBウェブサイト<https://inclusive.nise.go.jp/> または で検索！

令和7年度

発達障害教育基礎セミナー



<テーマ>

通常の学級における発達障害のある子どもへの支援と環境づくり

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センターでは、発達障害のある児童生徒に関わる有識者、学校関係者等による「発達障害教育の情報提供等にかかる検討会議」を設置し、通常の学級における発達障害教育の現状と課題を把握するとともに、ウェブを活用した情報提供等に向けた取組を行っています。

その一環としてオンデマンド配信によるセミナーを開催し、検討会議の委員である常葉大学教育学部 特任教授 笹森 洋樹 氏より、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対する指導・支援について知見を提供いただきます。

配信期間 令和7年7月18日(金)~令和8年1月12日(月・祝)

対象 教育関係者

形式 オンデマンド配信

参加費 無料

内容 笹森 洋樹 氏 講演、講演内容に関する対談



時間	プログラム
5分	開会、趣旨説明
I部 45分	講演「個に応じた指導・支援について」 常葉大学教育学部 特任教授 笹森 洋樹 氏 対談 常葉大学教育学部 特任教授 笹森 洋樹 氏 発達障害教育推進センター センター長 長江 清和
II部 45分	講演「校内支援体制について」 常葉大学教育学部 特任教授 笹森 洋樹 氏 対談 常葉大学教育学部 特任教授 笹森 洋樹 氏 発達障害教育推進センター センター長 長江 清和
5分	諸連絡、閉会

申込

発達障害教育推進センターホームページからの申し込み
 URL: <https://cpedd.nise.go.jp/r7kseminar>



問合せ(e-mail) v-r7-kseminar@nise.go.jp (発達障害教育推進センター セミナー担当)

やさしいほんご
(ふりがなあり)

外国につながる子ども・若い人と家族のためのパンフレット
こんなとき、どうすればいいですか？

～小学生から高校生と家族のみなさんへ～



国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター

小さい子ども (小学校に入る前) を育てている
家族のためのパンフレットもあります

お子さんの発達について心配なことはありますか？
～日本で子育てをする保護者の方へ～

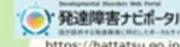
(25の言葉で、読むことができます)
<https://www.rehab.go.jp/ddis/world/brochure/#01>

やさしいほんご 英語 中国語 韓国語
ポルトガル語 スペイン語 タガログ語
ベンガル語 ネパール語 ベトナム語
インドネシア語 タイ語 ヒンディー語 モンゴル語
ミャンマー語 ウルドゥ語 フランス語
クメール語 ウクライナ語 トルコ語 トイツ語
ラオス語 グリ語 タミル語 シンハラ語



発行: 国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部
発達障害情報・支援センター

ウェブサイト: <https://www.rehab.go.jp/ddis/>



厚生労働省

【やさしいほんご】

外国につながる子ども・若い人と家族のためのパンフレット
こんなとき、どうすればいいですか？

～小学生から高校生と家族の皆さんへ～



国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター

子どもや若い人 (小学生から高校生)、
家族のためのパンフレットもあります

外国につながる子ども・若い人と家族のためのパンフレット
こんなとき、どうすればいいですか？
～小学生から高校生と家族のみなさんへ～

<https://www.rehab.go.jp/ddis/world/brochure/#02>

● やさしいほんご (ふりがなあり/ふりがなし)
<https://www.rehab.go.jp/ddis/world/brochure/easy-japanese-2/>

● 英語版
<https://www.rehab.go.jp/ddis/world/brochure/english-2/>

● 日本語版～支援者や関係者の方へ～
<https://www.rehab.go.jp/ddis/world/brochure/japanese-2/>



発行: 国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部
発達障害情報・支援センター

ウェブサイト: <https://www.rehab.go.jp/ddis/>



厚生労働省

【やさしいほんご】

お子さんの発達について
心配なことはありますか？

～日本で子育てをする保護者の方へ～



国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター

季刊誌

特別支援教育

令和7年 夏 第98号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月

価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

特別支援教育

夏
No.98

文部科学省特別支援教育課編集 / ISSN 1340-3203 MEXT 67

【特集】
総合的な学習（探究）の時間



【巻頭言】
「スタートランプ」が変える
スポーツの世界

【目次】
◆連載講座「実践！ICT活用」
◆子供をささえるネットワーク
◆卒業生は今
◆研究最新情報
◆教育委員会の取組
◆施策だより

【特集】総合的な学習（探究）の時間

- 協働的な学びに重点を置いた「総合的な学習の時間」の取組（視覚障害教育）
- 「地域の魅力探究と魅力アップ作戦」の取組（聴覚障害教育）
- 地域企業とのコラボ商品開発！万能調味料「うまくてごめんな山菜」の開発・販売（知的障害教育）
- 「郷土について知ろう」（肢体不自由教育）
- 入院治療中の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた総合的な学習の時間の授業づくり（病弱教育）
- 自閉症・情緒障害特別支援学級における探究的な見方・考え方を働かせる総合的な学習の時間の取組

【巻頭言】「スタートランプ」が変えるスポーツの世界

一般社団法人日本デフ陸上競技協会事務局次長 竹見昌久

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



特別支援 まなびの広場

徳島県立総合教育センター
特別支援・相談課Webページにもアクセスを！

「特別支援教育について学びたい!」「授業で使える教材がほしい!」「支援するためにはどんな方法があるんだろう?」
そんながんばりたいあなたを応援するサイトです!!

特別支援・相談課

教職員のまなび

- NEW あどばいすタイム
- 特別
- 特別
- 通級
- NEW

職務研修 特別支援教育関係者必見
はこらから

子どものまなび

- 学習教材e-ラーニング
- 算数の学習教材

ポジティブ行動支援

- PR動画(約)
- パンフレット・資料
- 研修用動画
- 研修資料・教材
- Q&A
- 実践事例
- NEW とくしまP

学校コンサルテーション

- 小・中学校
- 特別支援学校
- 給食等の指導
- 不登校支援

ホーム

- あどばいすタイム
- 特別支援教育に関するFAQ
- 特別支援教育に関するe-ラーニング
- 学習教材e-ラーニング
- 算数の学習教材
- ポジティブ行動支援
- 特別支援学校コンサルテーション
- 特別支援学校コンサルテーション(給食等の指導)

特別支援教育 あどばいすタイム 7月

特別支援教育について、「もっと知りたい」、「もっと学びたい」、特別支援学級の先生や通常の学級の先生、管理職の先生など・・・、役職、校種に関係なく特別支援教育に携わる先生方に向けてほしい、すきま時間を活用した『まなびのサポートタイム』です。

毎月1回、新しい情報をオンデマンド配信!!
過去の動画をいつでもどこでも見放題★

公開日 令和7年 7月22日(火) ★公開★
話題提供 常葉大学 特任教授 笹森 洋樹 氏
テーマ 通級による指導の役割と活用

動画視聴・資料のダウンロードは、「特別支援まなびの広場」から
(※資料が無い場合もあります。)

令和7年度 新着情報

- 4月 子どもへの教育相談的な関わり方
- 5月 不登校児童生徒等に対するポジティブな登校支援
- 6月 子どもの望ましい行動を増やす方法について

☆令和6年度までの動画も配信中☆

現在、**25本以上**配信中

まなびの広場へアクセス!
特別支援まなびの広場

【お問合せ】
徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課
Tel. 088-602-7205

特別支援教育 あどばいすタイム 8月

特別支援教育について、「もっと知りたい」、「もっと学びたい」、特別支援学級の先生や通常の学級の先生、管理職の先生など・・・、役職、校種に関係なく特別支援教育に携わる先生方に向けてほしい、すきま時間を活用した『まなびのサポートタイム』です。

毎月1回、新しい情報をオンデマンド配信!!
過去の動画をいつでもどこでも見放題★

公開日 令和7年 8月18日(月) ★公開★
話題提供 特別支援教育課 係長兼指導主事 佐々木 望 氏
テーマ 知っておきたい!教育支援委員会の流れ～特別支援学校への就学の仕組みについて～
みなさんは、特別支援学校への就学までの流れについて知っていますか?特別な支援を必要とする児童生徒が増えている昨今、適切な学びの場を決定する時に、特別支援学校を検討する児童生徒・保護者の方も少なくありません。今回は、特別支援学校への就学の仕組みや該当する障がいの種類・程度等について、わかりやすく説明します。

令和7年度 新着情報

- 4月 子どもへの教育相談的な関わり方
- 5月 不登校児童生徒等に対するポジティブな登校支援
- 6月 子どもの望ましい行動を増やす方法について
- 7月 通級による指導の役割と活用

☆令和6年度までの動画も配信中☆

現在、**25本以上**配信中

まなびの広場へアクセス!
特別支援まなびの広場

【お問合せ】
徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課
Tel. 088-602-7205

部会Ⅱ

協議題：個々の課題（個別の指導計画）に応じた
自立活動の実践について〔協議・発表〕



1 事例発表の説明・準備

10:40~10:50

2 事例発表(協議)

10:50~11:30

個々の課題(個別の指導計画)に応じた
自立活動の実践について

3 まとめ・発表

11:30~11:50